

前監事の業績について

1. 就任及び退任日

平成 21 年 9 月 1 日に独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構監事就任
平成 23 年 8 月 31 日に任期満了に伴い退任

2. 在職期間

2 年 (24 ヶ月)

3. 職務

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構 (以下「機構」という。) の常勤監事として、機構の業務を監査。

4. 主たる業績

氏は機構の監事に就任以来、機構の業務の適正かつ能率的な運営を確保するとともに、会計経理の適正を期すことを目的として監査を実施し、主として次に挙げる事項についてその適正化を進めた。

(1) 予算執行の適正化

平成 21 年度に発覚した予算執行問題に関し、管理運営体制の改善に向けた各種対応策の実施を求め、運営費交付金及び施設整備費補助金の計画的・一体的な管理の徹底、内閣府への月次執行状況の報告及び「施設及び建設に関する予算検討委員会の設置」などにより、予算執行の適正化が図られた。

(2) 事務局体制の整備

平成 21 年度における組織管理上重要なポスト (総務課、人事課長等) の配置や平成 22 年度における大幅な組織再編に伴う事務局の幹部ポスト (事務局長、学務部長、施設建設部長等) の任命、その後のコミュニケーション・広報担当のシニア・アドバイザー等の重要ポストの配置などにより、機構の業務運営は大幅に改善されてきたとする一方で、事務の効率化や組織、人員の肥大化の抑制については十分な措置が講じられていないことを指摘し、業務の適正化・能率化に向け、さらなる取組を促した。

(3) 契約関係事務の適正化

平成 22 年 4 月の「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約の見直しに努めてきていると認めつつ、機構に対して引き続き検討を行うことを求めた。これを受け、機構において同計画を着実に実施した結果、同計画において設定された水準 (85.6%) を上

回り、競争性のある契約の割合は 89.2%となった。

また、契約監視委員会委員長からの意見具申を踏まえ、契約事務の改善に取り組むよう求め、法律事務所等との契約に関する内部手続の設定や低入札価格調査に関する細則の制定等、業務の適正化が図られた。

(4) 給与水準の適正化

組織のスリム化や業務運営の効率化、さらには俸給表の見直し等の取組を促し、平成 21 年度及び 22 年度の両年度におけるラスパイレス指数が、それぞれ 9.9 ポイント及び 3.9 ポイント低下するなど給与水準の適正化に貢献した。

(5) 規程類の整備促進

平成 22 年 4 月の組織改正及び新キャンパスへの移転等の際し、規程類の一部が未整備となっていることを指摘するとともに早期対応を求めた。その結果、安全衛生管理規程が改正され、消防計画が策定されるなど、業務の適正化が図られた

以上

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

〔平成15年12月19日
閣議決定〕

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。
独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5/100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について

平成17年8月23日

内閣府独立行政法人評価委員会決定

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について（平成15年12月19日閣議決定）」（以下「閣議決定」という。）に基づく、内閣府所管独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率については、以下のとおりとする。

1. 基本的考え方

- (1) 業績勘案率の算定にあたっては、退職役員の在職期間に対応する年度評価を基本とする。
- (2) 業績勘案率の算定については、各独立行政法人の年度評価を実施している各分科会において審議し決定する。

2. 算定の方法

- (1) 退職した役員（(2)を除く。）が在職した各事業年度ごとに別紙により基準値を決定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値（小数点2位以下は四捨五入）を基準業績勘案率とする。

ただし、当該役員の退職した日に属する事業年度における年度評価がなされていない場合の当該年度の基準値は、当該年度の当該役員が在職した期間の法人の業務実績の状況、前年度の業務実績との比較などにより決定する。

- (2) 在職期間が1年に満たない役員（監事を除く）並びに監事については1.0を基準業績勘案率とする。
- (3) (1)及び(2)による基準業績勘案率を基に、業績勘案率を決定する。

ただし、当該役員の法人に対する特段の貢献度等が認められる場合は、そ

れを考慮したものとする。

なお、1.0を超える業績勘案率の決定にあたっては、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針（平成16年7月23日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）」に掲げる各観点に留意する。

3. 業績勘案率決定の手続き

- (1) 法人は、役員の退職者がでた場合、内閣府独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、業績勘案率の決定について文書により依頼を行う。
- (2) 評価委員会は、(1)の依頼を受けたときは、各分科会において法人からの資料提出や説明を受けるなどして審議を行い、業績勘案率（案）を決定する。
- (3) (2)で決定した業績勘案率（案）について、閣議決定に基づき総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。
- (4) 評価委員会は、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見を踏まえ、業績勘案率を決定するとともに、当該法人に通知する。

なお、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、閣議決定に基づき、内閣総理大臣に通知する。

附 則

この決定は、平成16年1月1日以降の在職期間に適用する。

基準値の決定方法（A+～Dの5段階評価の場合）

各事業年度の基準値は、各事業年度の実績評価の評価項目ごとに点数化（A+ = 5、A = 4、B = 3、C = 2、D = 1）して合計し、項目数で除して得られた値に応じ下表により決定する。

（職責が明らかな役員については、その職責に係る項目ごとの点数の合計を、その職責に係る項目数で除して得られた値による。）

得られた値	基準値	得られた値	基準値
5.0	2.0	3.2以上3.5未満	0.9
4.9以上5.0未満	1.9	2.9以上3.2未満	0.8
4.8以上4.9未満	1.8	2.6以上2.9未満	0.7
4.7以上4.8未満	1.7	2.3以上2.6未満	0.6
4.6以上4.7未満	1.6	2.0以上2.3未満	0.5
4.5以上4.6未満	1.5	1.8以上2.0未満	0.4
4.4以上4.5未満	1.4	1.6以上1.8未満	0.3
4.3以上4.4未満	1.3	1.4以上1.6未満	0.2
4.2以上4.3未満	1.2	1.2以上1.4未満	0.1
4.1以上4.2未満	1.1	1.2未満	0.0
3.5以上4.1未満	1.0		

※ 今後、各分科会において5段階評価以外の評価基準が定められた場合には、別途検討する。

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針

平成16年7月23日

政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人評価分科会決定

役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の当分科会の検討に当たっては、以下の方針とする。

1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする。
2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績（以下「法人等の業績」という。）の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。
 - ① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。
 - ② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。
 - ③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。
 - ④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。

- ⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、
- ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていないこと。
 - ・ 過去の役員の通常の業績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。
 - ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の通常の業績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。
 - ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。
- ⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。
- ⑦ 退職役員の在職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。
- ⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職責に応じた形で算定されていること。
- ⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。